

橿原市廃棄物減量等推進審議会議事録

会 議 名	平成 29 年度第二回橿原市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成 30 年 2 月 5 日 (月) 午前 10 : 00 ~ 11 : 30 (約 1 時間 30 分)
開催場所	クリーンセンターかしはら 3F 研修室
出席委員	川上委員、北委員、仲川委員、安田委員、中村委員、新宅委員、鶴田委員、小西委員、 以上 8 名
欠席委員	米田委員、森本委員、上農委員、当麻委員 4 名
事 務 局	環境づくり部：森鷲部長、松本統括専門官、塩野副部長 環境企画課：高橋課長、瀬尾課長補佐、西村統括調整員、 梶井主査、松尾主査 環境業務課：奥田課長、中島課長補佐 環境保全課：吉川課長 環境衛生課：井上課長
次 第	1. 開会 2. 委員紹介 3. 会長挨拶 4. 審議 【議事 1】 雑がみ分別モデル事業の実施結果について 【議事 2】 橿原市一般廃棄物処理基本計画の改定について 5. 確認 ・次回審議会の開催日程について 6. 閉会 (配布資料) 平成 29 年度第二回橿原市廃棄物減量等推進審議会次第 【資料 1】 雑がみ分別モデル事業の実施結果について 【資料 2】 橿原市一般廃棄物処理基本計画の改定について
傍聴人数	0 名
担当部署 (事務局)	環境づくり部 環境企画課 〒634-0826 奈良県橿原市川西町 1038-2 (クリーンセンターかしはら) TEL : 0744-27-7757 / FAX : 0744-27-7753 E-mail : kankyokikaku@city.kashihara.nara.jp

次第 1 : 開会

次第 2 : 委員紹介

紹介予定の委員が欠席のため割愛。

次第 3 : 会長挨拶

次第 4 : 審議

○ 雑がみ分別モデル事業の実施結果について

資料 1 を用いて事務局より説明。

<以下、本議題における質疑内容>

(委員)

私の自治会でも専用の紙袋を配布し、習慣づけに利用できないか考えている。モデル事業で配布された雑がみ回収袋の単価はいくらか。

(事務局)

広報用のデザインも入れて、1枚あたり150円程度かかっていますが、必ずしも雑がみ回収袋で排出していただく必要はなく、市販の紙袋や雑誌に挟み込むなどして出していただくこともできます。雑がみ回収袋には案内等のイラストも掲載されていますので、中にもう一枚別の紙袋を入れて、中の袋で出していただいているご家庭もあるかと思えます。

(委員)

見た目から判断して、ビールの6個入りのケースや紙箱もダンボールと一緒に回収に出していたが、それでは古紙業者が困ると知った。こういった点を説明したわかりやすい資料を作成してもらえれば、周知にも役立ち分別も可能になると思う。

(事務局)

見た目がダンボールに似ているために、そのような事例が起きていると考えられます。処理業者においては、雑誌や雑がみの処理ルートで処理されておりますので、それに合わせた形で排出するのが効率的ですし、高価に引き取っていただければと思います。そのあたりについての情報提供もしっかりさせていただきます。

今回は罰則を設けるなどといった規制的手法を採らず、経済的なインセンティブにより、半ば自発的に取り組んでいただけるよう、活動を促していきたいと思っております。

(委員)

旅行会社等から送られてくる20～30ページ程度のパンフレットは、雑誌になるのかパンフレットになるのか。また、一般の広告チラシの扱いは。

(事務局)

パンフレットと雑誌は同様に扱っていただいて結構です。広告チラシについては、新聞と一緒に処理されていますけれども、雑誌・雑がみのグループに入れていただくほうが合理的であると思います。

(委員)

包装紙関係は外したらすぐに可燃ごみへ入れてしまう。一月分をまとめて集団回収に出すのは面倒だ。

(事務局)

先程申し上げたように、雑がみ回収袋の中に市販の紙袋を入れて使われているご家庭もあります。各ご家庭に貯留されている贈答用の紙袋などをご利用いただき、ネームタグなどの細かいものも入れて排出されるという形が望ましいと思います。

ただ、今回の結果では、回収量の上昇率に差がありました。両者の違いを考えてみましたが、白檀町の方はルーチンで業者さんに回収を依頼され、西新堂町は臨機に回収をやられており、回収のタイミングが不明確であった場合、雑がみを溜めにくく、可燃ごみとして排出されやすくなるのではと考えています。各自治会さんで進めていただく場合は、排出日をルーチン化しないとなかなか進まない面もあると感じました。

(委員)

新聞と一緒に広告を捨てるというのは、材質が異なるからあまりよくないということが分かった。新聞に関係する紙だから、新聞と一緒に捨ててよいと思っている人が多い。広告を捨てる際は、雑がみの部類として考えてよいということか。

(委員)

そのとおり。新聞とチラシを一緒に出されている方は多いと思うが、最終的に問屋の方の選別ラインで、手作業で分別が行われ、新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールを完全に分別した上でプレスされている。今後は、新聞、ダンボール以外の物は、雑がみを含む雑誌類として考えてもらいたい。

(委員)

前回会議で、集団回収をしたいという団体に対して、市が業者を紹介できるようにする話があったが、問合せ先が携帯電話の業者もあり、業者の選定について検討が必要ではないかという意見があった。その辺も含め、この件をどう考えているのか。

(事務局)

現状では、平成28年度に集団回収の実績のある業者にホームページへの掲載についてアンケートを取り、業者情報としてリストを掲載しています。問合せ先が携帯電話の業者などについては、業者の方へのヒアリングをこれから取りかかる予定でありまして、次回には回答をご用意できると考えています。

(委員)

できるだけ地元の業者を利用するよう、市から回収団体へアナウンスしてほしい。紙、金属、びん、繊維に関しては、専ら4品目ということで、廃棄物処理法で除外されており、業の許可が必要なく、誰でも回収することができる。私の組合では、古物商などの何らかの届出を県などに行って活動している。こういう点を判断基準としてみてはどうか。

(事務局)

リストのうち、県外業者は4業者が判明しています。まずはこの業者へ依頼された団体へアンケートを行い、情報を収集して判断したいと思います。

(委員)

孫が通っている小学校でも集団回収が行われているが、生徒も少なくPTAも忙しいため、嫌がりながらやっている。また、取り残しがあった場合、小学校の先生方が苦情対応を行い、回収している現実がある。自治会で助けてあげればPTAも助かるし、もっとよくなるのではないか。

(委員)

そういうところが多いのも確かである。ただ、学校教育では資源回収の費用がないと回らないところが多い。一生懸命取り組まれているところもあるので、まずは地域で話し合いをしていただけたらと思う。

PTAによる集団回収の回収量もかなりあると思うが、PTAは人が入れ替わるため、長期間同じ人が携わることができない。今回の雑がみのように新しい取組を行う際は、広報等の周知に加えて、勉強会や問い合わせ窓口などを開いていただきたい。

(委員)

私の地域では、PTAと自治会が一体となって活動しており、学校と自治会は連動して動いているように思っている。

また、私の地域では長年出入りしている回収事業者がいるが、業者の指定がされれば、それ以外の業者は回収ができなくなるのか。今後の展開を教えてください。

(事務局)

先程ご指摘がありましたように、財産ということで廃棄物処理法の規制がなく、市の方から財産である資源物の売却に対し、業者の指定をすることはできません。地元業者を優先してご利用いただくことは市にとっても望ましいことですが、法的根拠もなく、強制力をもって何かを行うことが不可能と考えています。

また、学校、PTA、自治会の関係についてですけれども、地域により様々な事情があり、市の方から一律に指示をするものではないと考えています。取り合いになったり、押し付け合いになったりしないように、地域の事情や時代の変化に応じて形を変えていくのが望ましいのではないかと思います。

(委員)

先の業者の案内についての私の質問は、既に集団回収を実施されているところを制限することではなく、新たに始められる団体に業者を案内できるリストを用意してはどうかという意味である。市の方針として集団回収を進める上で、リストがあれば有用であると思う。

(委員)

また、ホームページへの掲載は宣伝効果が大きい。リストの業者の選定には慎重になっていただきたい。

(委員)

無いと思うが、業者が不正を行なおうと思えば可能な状況にある。新規に集団回収を実施する団体には、市で案内等をしてあげたほうがよい。

また、私の地域でも子供会で集団回収をやっていたが、車が汚れるということで、自治会で車を用意したりしたが、最終的には回収ができなくなった。こういう問題もあると思う。

(事務局)

業者の指定については市の方ではできかねますが、情報の1つとして平成28年度の集団回収取引業者のリストをホームページへ掲載しています。また、このリストの業者と取引しないといけないということではありません。

回収量の虚偽申請を行う可能性については、対策として計量証明書を必ず添付するように手続きを変更するよう考えているところです。

(委員)

モデル地区の結果は非常によいものであるとの結論であったが、今後の展開として、いきなり市全域でやるには難しいのではないかという考えが示されていた。どういう経緯でこの判断をしたのか。

(事務局)

先程触れましたが、規制的手法を取る事案ではなく、環境啓発活動を通じて自発的な活動をお願いすることによって、継続的な取組を促していくというのが、この手の行政の進め方だと思っています。そのため、一気にやるというよりも、少しずつと広がりを見せていく形を目指して、それをサポートするよう市が携わっていきたいと考えております。

(委員)

モデル事業は今回で終わるのか。

(事務局)

高層マンションなどを対象に、来年度も2地区ほどご協力をいただいて、実施させていただきたいと思っております。

○ 檀原市一般廃棄物処理基本計画の改定について

資料2を用いて事務局より説明。

<以下、本議題における質疑内容>

(委員)

最終答申にある、有料によるリクエスト方式の戸別収集の導入について、一般の方からよく聞かれる。どのような流れで導入されるのか。

(事務局)

答申を受けて、収集体制の見直しを検討しているところですので、来年度から変更されるということではありません。また、各自治会に説明をさせていただいて進めていきたいと思っておりますので、その時はよろしく願いいたします。

(委員)

議会との関係は。

(事務局)

有料化については反対の方もいらっしゃるのが現状です。リクエスト収集の費用対効果をしっかり議論しておかないと、なかなか前に進まないであろうというのは想像に難くありません。内部協議も併せて行っており、時間がかかっているというのが現状です。そのため、すぐに有料化して実施するということはありません。

(委員)

自治会への説明はいつ頃を予定しているか。

(事務局)

方向性を決めないことには説明に上がるのは難しいです。集積所で集めている粗大ごみ以外の品目も含めて、収集体制の見直しを行わねばなりませんので、丁寧な説明が必要になると考えていますが、費用面での調整も難しく、詳細まで決められていないのが現状です。

(委員)

雑がみの回収は平成31年度から行われると、広域の自治会へは連絡が流れるのか。早速始めてみたいと思っている。

(事務局)

雑がみの回収はすぐに各地域で始めていただいで結構です。この活動は期日を決めて行うものではありませんので、地域でそういったお考えがあれば、どんどん進めていただきたい。ご不明な点があれば、出向いて説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(委員)

基本的に、リクエスト収集と雑がみの回収は、減量化という大きな括りでは一緒だが、施策の中身は別である。一緒にやるのも1つの手ではあるが、個々に進めていただければよい。他市町村がリクエスト収集を実施している中で、樫原だけがよそと違うというイメージは払拭していただきたい。

次第5：確認

○ 次回審議会の開催日程について

事務局より説明。

- ・ 来年度の6月下旬を予定
- ・ 改めて委員各位に日程調整を行う

説明後、上記について異議なく了承。

次第6：閉会